

高崎市 第4次環境基本計画



高崎市

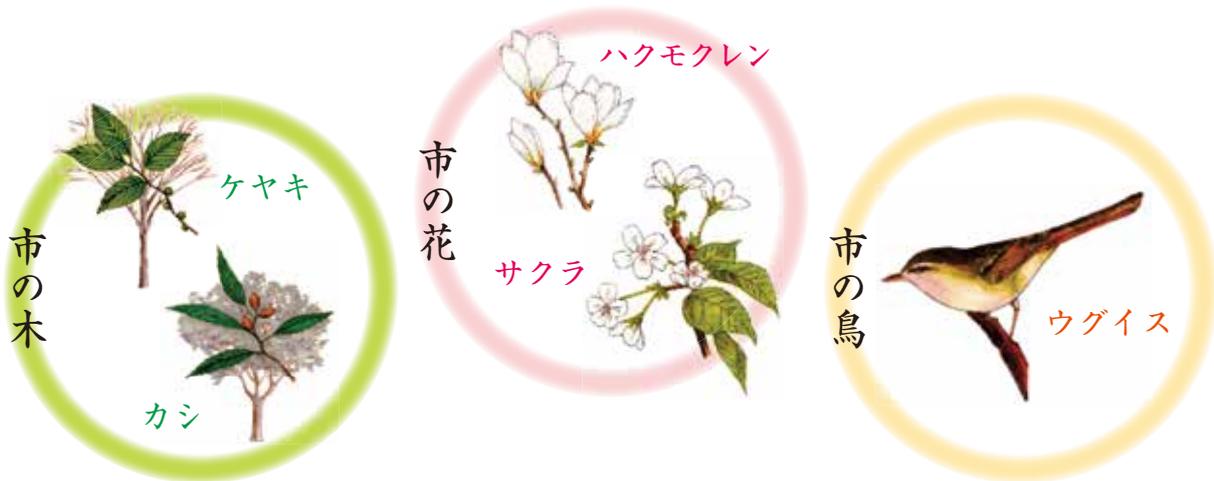
高崎市の紋章

「高」の古代文字（𠂔）を上下に2組、組み合わせて図案化したもので、大正9年11月高崎市告示第89号により定められました。



高崎市の木・花・鳥

市政85周年を記念して、市の木、花、鳥が決まりました。(昭和60年7月26日制定)
これは各種団体代表者、学識経験者等より選出された市の木、花、鳥選考委員会をつくり、日本の種で市内に見られるもの、木と花については、別種で複数も考慮することを基準にして候補の木、花、鳥を公開、市民の投票によって決められました。



高崎市民憲章

昭和60年7月26日制定

高崎は、古代から上毛三山を背景に、関東と甲信越をむすぶ交通と産業の中心としてひらけたまちです。

私たち高崎市民は、このまちを愛し、さらにあすを開くために、豊かな自然と香り高い文化とともに、心のふれあいを大切にするまち、働きがいのある産業のまち、子供たちの未来を考えるまちへの道しるべとして、ここに市民憲章を定めます。

た 楽しく明るいふれあいのまち
か 快適で緑ゆたかなまち
さ 産業の活力あふれるまち
き 教育と文化を大切にするまち
し 幸せがみんなに広がるまち

はじめに



高崎市は、関東平野の北に位置し、鶴舞う形の群馬県の心臓部にあたり、面積約 460k㎡、人口約 38 万人を擁する県内一の都市であります。市域には、利便性の高い市街地をはじめ、豊かな田園地帯や榛名山系の山々と清流が織りなす美しい自然など、多彩な環境をもつ都市です。東京から約 100km と地理的にも恵まれた本市は、「ヒト・モノ・情報」の交流拠点としてビジネスチャンスが行き交う、人口 50 万人規模の機能と活力を持った経済都市を目指しています。

このたび策定する「高崎市第 4 次環境基本計画」は、少子高齢化が進むなか、積極的な地方創生に取り組み発展を続ける本市の社会情勢にしっかり向き合い、多様化する環境課題に立ち向かう大変重要な施策で裏付けられています。これまでも市民や事業者のみならずとともに、地球環境の保全や循環型社会の構築を目指してまいりましたが、本市の発展を支える地域の活性化に伴い、「地球温暖化」「ごみ排出量の増加」「多量なエネルギーの使用」「自然環境の悪化」など、様々な環境への影響が懸念されます。

私たちは、良好な環境の保全及び創造を図るため、環境への負荷を低減するとともに、各地域の特性を踏まえた適切な施策に取り組まなければなりません。

本市が、経済の発展とともに安心して暮らせる環境都市となるためにも、私たち市民一人ひとりが身近な環境を見つめ直し、市民生活や事業活動のすべてにおいて、より一層環境に配慮した実践を心がけ、次の世代に誇れる環境を引継いでいくことが大切です。

本市を訪れる国内外からのビジネスマンや観光客の方々から“高崎市は自然が豊かで街がきれいである”とお褒めの言葉をいただきます。このことは、この土地に生まれ育った私たちにとって、たいへん誇りに思うとともに、自ずと身が引き締まります。

市民や事業者のみなさまにおかれましては、日頃から魅力ある郷土高崎のまちづくりにお力添えいただき感謝申し上げます。今後も恵み豊かな自然と共生するまちを創造し、未来に良好な環境を残していけるよう、環境行政へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

高崎市長 富岡賢治

目次

第1章 高崎市環境基本計画の策定にあたり

第1節 高崎市環境基本計画策定の目的	1
第2節 高崎市環境基本計画の位置づけ	1
第3節 高崎市第4次環境基本計画の計画期間	2
第4節 高崎市の地域特性	2

第2章 現状と課題

第1節 高崎市第3次環境基本計画を振り返って	5
------------------------	---

第3章 目指す姿と実現に向けたまちづくり

第1節 目指す姿	10
第2節 実現に向けたまちづくり	11
第3節 高崎市環境基本計画の体系	12

第4章 未来を支える重点戦略

第1節 環境都市の実現に向けた重点戦略	14
---------------------	----

第5章 実現に向けたまちづくりに対する施策の展開

第1節 資源が循環する環境にやさしいまちづくり	18
第2節 良好な生活環境を守るまちづくり	25
第3節 地球環境に配慮するまちづくり	33
第4節 緑豊かで魅力あふれるまちづくり	37
第5節 自ら環境を考え人がつながるまちづくり	42

第6章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と進行管理	48
------------------	----

用語集

用語集	49
-----	----

第1章 高崎市環境基本計画の策定にあたり

第1節 高崎市環境基本計画策定の目的

本市の環境基本計画は、高崎市環境基本条例（平成8年3月制定）に基づき、環境保全に関する各種施策を展開するため、市における基本的な構想を踏まえ、良好な環境の保全と創造に向けて、総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮の指針として策定するものです。

このたび、高崎市第3次環境基本計画（2008－2017）の計画期間が終了することから既に始動している「高崎市緊急創生プラン」や市政の長期ビジョンである「高崎市総合計画」との整合性を図りながら、この先10年の間に本市が目指す計画として策定するものです。

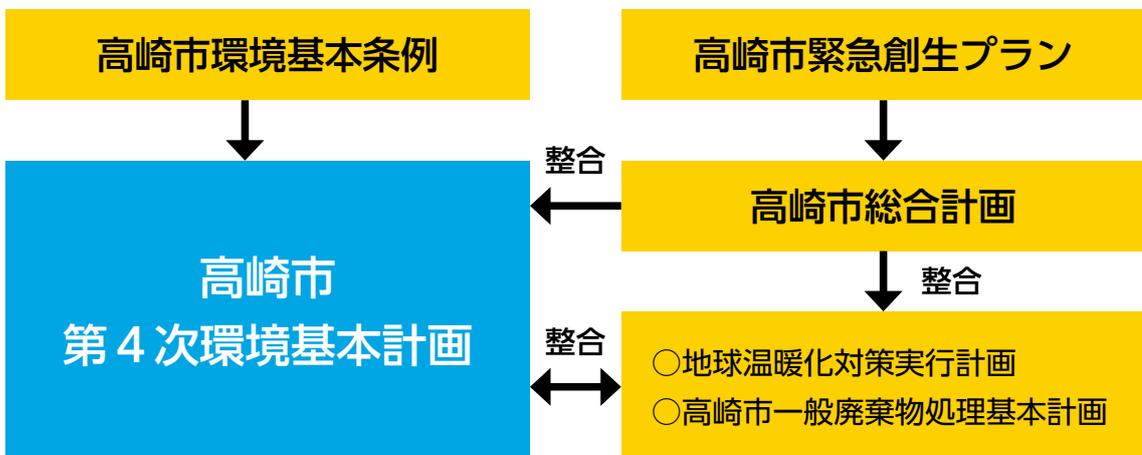
第2節 高崎市環境基本計画の位置づけ

本計画は、高崎市環境基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全及び創造するために必要な施策を計画的に推進していくための計画です。

また、高崎市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、先に策定された高崎市緊急創生プランが始動する「新しい高崎」を側面から支える計画として展開していきます。

より具体的に個別の課題を解決するため、本計画は「地球温暖化対策実行計画」「高崎市一般廃棄物処理基本計画」などの関連諸計画との整合性が図られています。

（環境基本計画の位置づけ）



第3節 高崎市第4次環境基本計画の計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

第4節 高崎市の地域特性

1 位置及び面積

本市は、群馬県の中西部にあり、東京へは約100km、新幹線で約1時間、長野市や新潟市へは新幹線で約1時間と東京上信越間の関所的位置にあり、交通拠点都市として栄えてきました。市域の東は前橋市、玉村町、西は安中市、富岡市、甘楽町、長野県、南は藤岡市、埼玉県、北は渋川市、榛東村、東吾妻町、長野原町とそれぞれ接しており、本市を中心とする高速交通の十字軸が発展し、全国的に見ても極めて恵まれた交通の要衝に位置します。

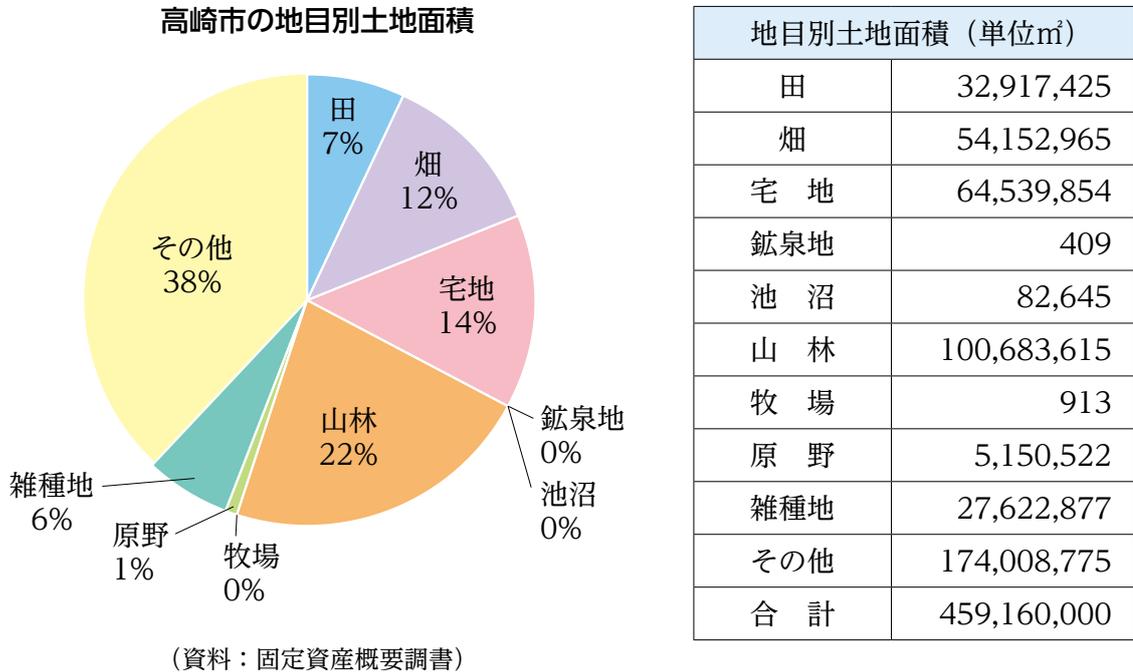


【交通網】

※鉄道網：新幹線2本（上越新幹線、北陸新幹線）、JR在来線5本（高崎線、両毛線、上越線、信越本線、八高線）、私鉄1本（上信電鉄線）

※道路網：高速道路3本（関越自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道）、国道5本

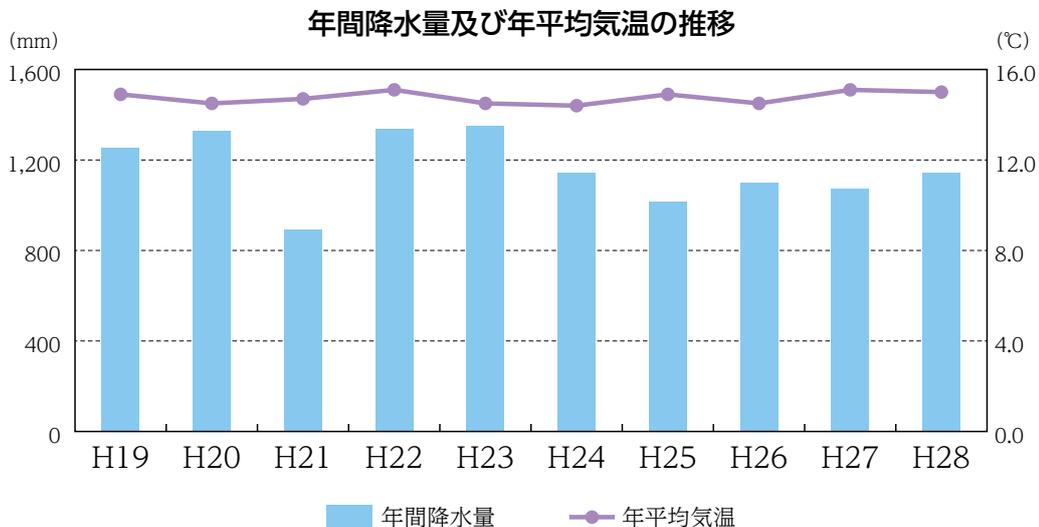
また、本市の面積は459.16km²であり、群馬県全体の約7.2%を占める都市であります。本市の地目別土地面積については、以下のとおりです。



2 気象

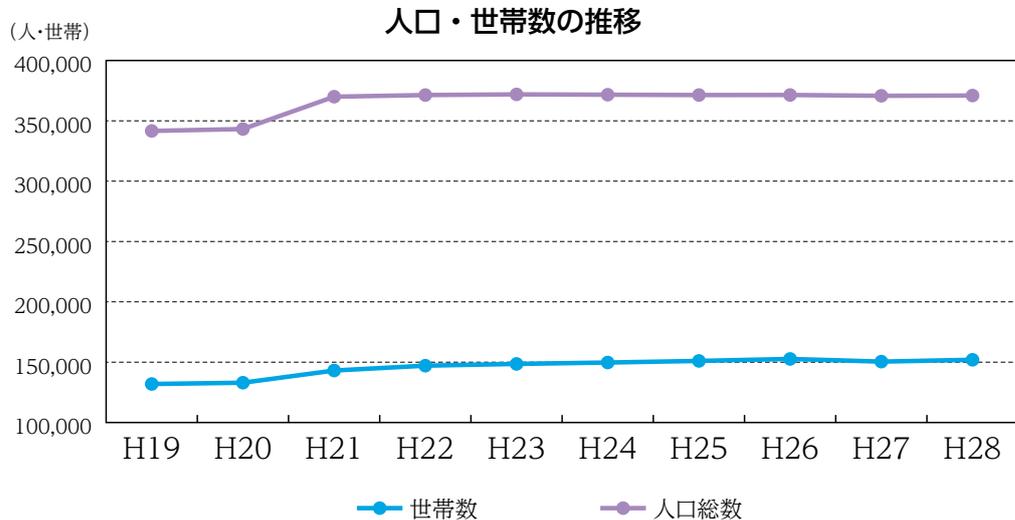
本市の気候は、地形や標高の違いにより市域でも差がありますが、特徴として夏冬や昼夜の温度差が大きい内陸性気候であること、冬から春にかけて「からっ風」と言われる北西の季節風が吹くこと、日照時間が比較的長いことなどが挙げられます。

平成28年の年平均気温は15.0℃、年間降水量は1,143.5mm、年平均風速2.0m/sです。



3 人口及び世帯

本市の人口及び世帯数は、平成28年12月31日現在で375,255人、161,470世帯です。人口、世帯ともに吉井町との合併による平成21年度の増加以降は横ばいとなっております。



4 産業

本市の産業別生産額の概要については、下表に示すとおりです。

第三次産業が最も割合が高く、次いで第二次産業、第一次産業となっております。

産業別生産額の概要

(資料：高崎市の平成26年度市民経済計算)

産業分類	産業分類 (小分類)	平成25年度		平成26年度	
		生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)
第一次産業	農業	8,978	0.8	8,793	0.7
	林業	293	0.0	295	0.0
	水産業	32	0.0	34	0.0
	小計	9,303	0.8	9,122	0.8
第二次産業	鉱業	92	0	114	0.0
	製造業	305,024	26.2	319,061	27.2
	建設業	90,268	7.8	80,423	6.9
	小計	395,384	34.0	399,598	34.0
第三次産業	電気・ガス・水道業	10,851	0.9	14,565	1.2
	卸売・小売業	192,113	16.5	190,099	16.2
	金融・保険業	49,195	4.2	45,607	3.9
	不動産業	153,091	13.2	153,705	13.1
	運輸・通信業	33,691	2.9	32,535	2.8
	情報通信業	49,975	4.3	49,610	4.2
	サービス業	269,393	23.2	278,813	23.8
	小計	758,309	65.2	764,934	65.2
合計		1,162,996	100.0	1,173,654	100.0

第2章 現状と課題

第1節 高崎市第3次環境基本計画を振り返って

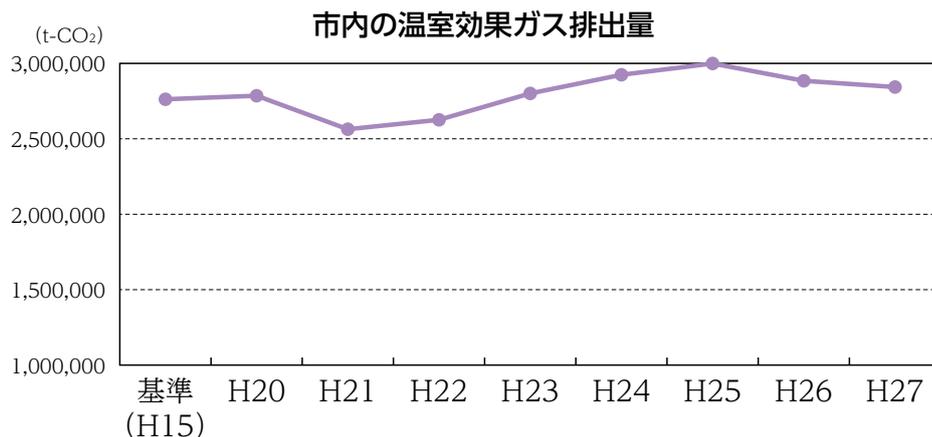
本市では、平成8年に制定した高崎市環境基本条例に基づき策定した「高崎市第3次環境基本計画（2008－2017）」（以下「前計画」という。）を実行し、本市の良好な環境の保全と創造に向け、10カ年に渡り取り組んできました。

ここで、その取り組みの成果を5つの基本方針に沿って振り返ります。

1 地球環境の保全

地球環境の保全について、前計画においても地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んできましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、火力発電への依存を余儀なくされ、二酸化炭素排出係数が大幅に上昇し、本市においても温室効果ガス排出量の増加が避けられませんでした。

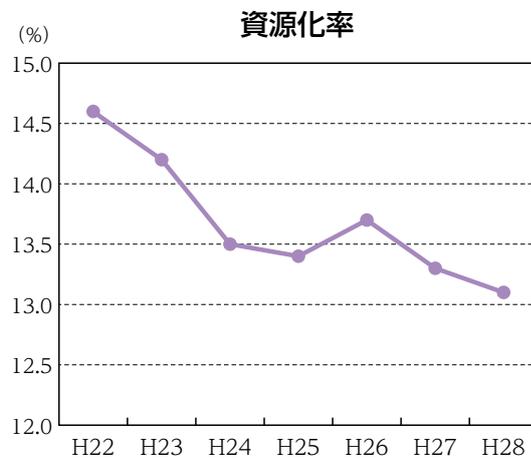
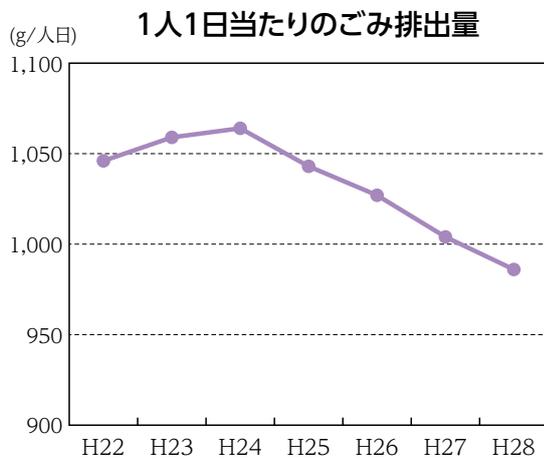
一方で、電力危機に伴う計画停電の経験を通し、省エネ、節電意識が定着するとともに、太陽光発電設備の整備が急速に進みました。今後も温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に努めるほか、公共交通の利用促進など、多様な地球温暖化対策が必要です。



2 循環型地域社会の構築

循環型地域社会の構築について、ごみの分別や資源化、適正処理を強化するなど、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を中心に地道なごみ減量に取り組んだ結果、平成25年度以降1人1日当たりのごみ排出量が着実に減少する傾向を維持しています。（下グラフ参照）

今後の課題としては、全国平均に比して依然として多いごみ排出量のさらなる減量に努めることのほか、今後10年先を見据え、人口増加や地域経済の活性化を鑑み、安定かつ効率的に稼動するごみ処理施設の能力が非常に重要となることから、高浜クリーンセンター建設事業の推進や既存稼動施設の老朽化に対する保安対策が急務です。

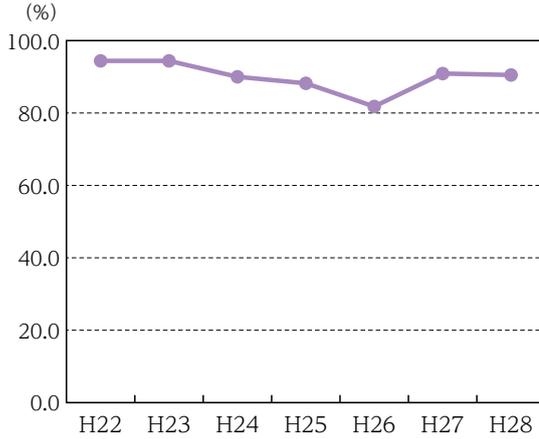


3 生活環境の保全

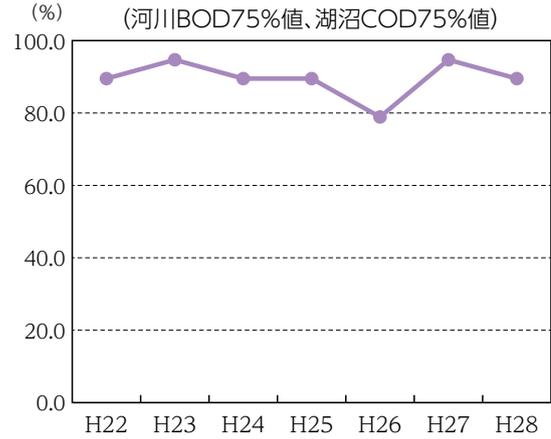
生活環境の保全について、前計画では、市民生活の安全安心のための大気や水、土壌などの汚染状況を監視するほか、工場や事業場への指導支援を充実させ、環境汚染を未然に防止することに努めてきました。本市の各環境基準達成率は、これまで安定して良好な数値を示しています。(下グラフ参照)

今後も引き続き市民が安心して暮らせるよう生活環境の保全が必要です。

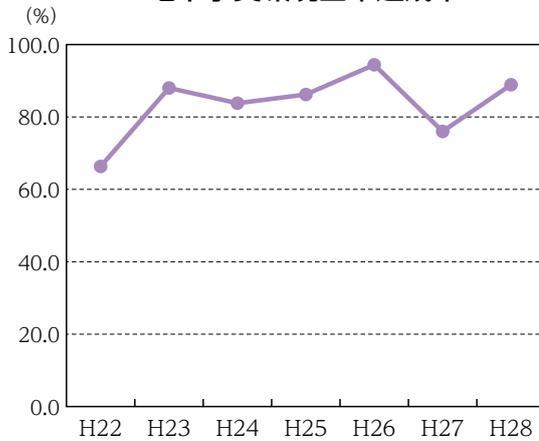
大気環境基準達成率



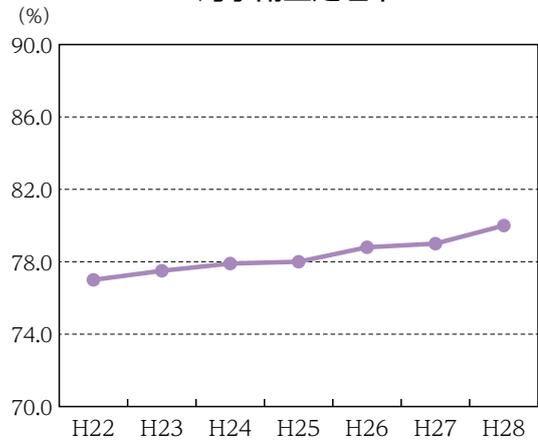
水質環境基準達成率



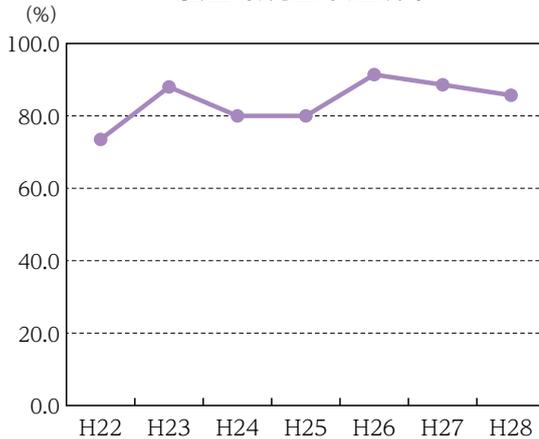
地下水質環境基準達成率



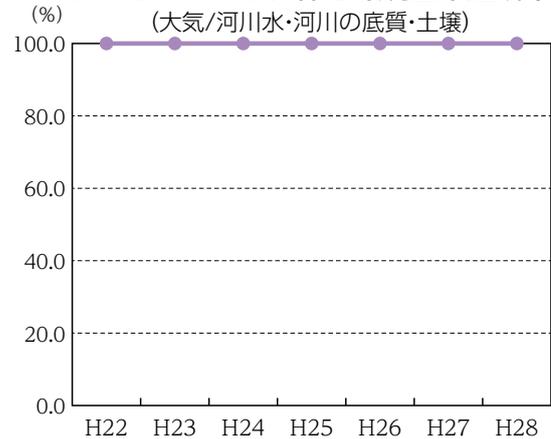
污水衛生処理率



騒音環境基準達成率



ダイオキシン類に係る環境基準達成率

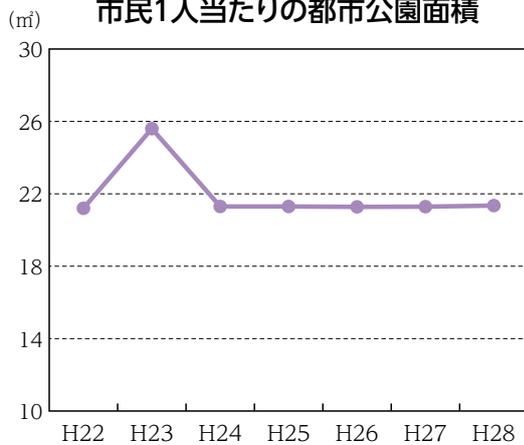


4 快適空間の確保

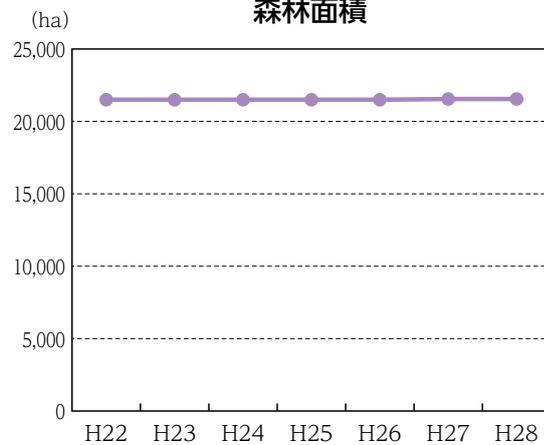
快適空間の確保については、自然環境を利活用した観音山公園の整備や上野三碑をはじめとする歴史的資産の保全など、多くの市民が憩える空間を地域の特性を活かしながら確保してきました。

今後も引き続き、緑のある空間を創出し、市民が快適に過ごせるまちづくりを進めるため、魅力ある歴史的資産や自然環境の保全に努めるほか、農用地区域内農地の減少傾向に歯止めをかけなければならない現状があることから、農用地の有効利用と農業の担い手を育成確保するなど、農業生産基盤を醸成し、多面的な自然環境の維持が必要です。

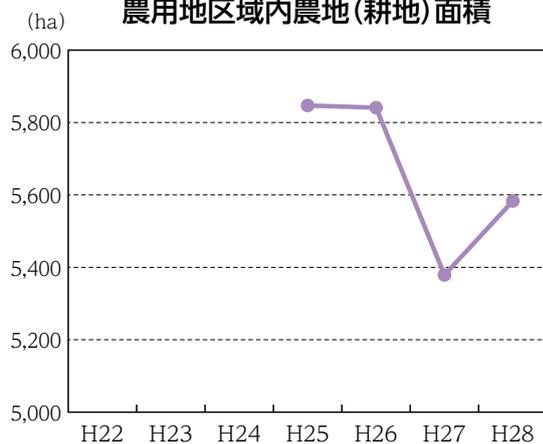
市民1人当たりの都市公園面積



森林面積



農用地区域内農地(耕地)面積

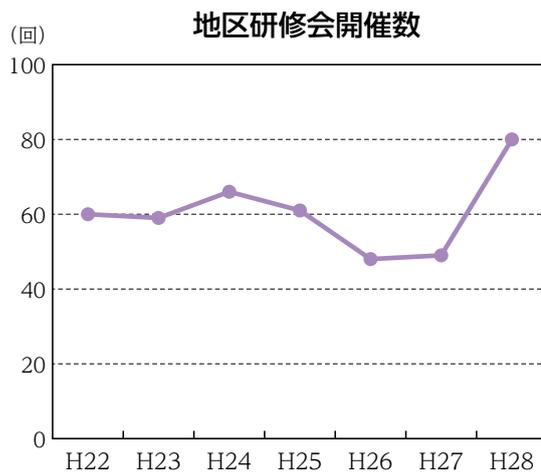
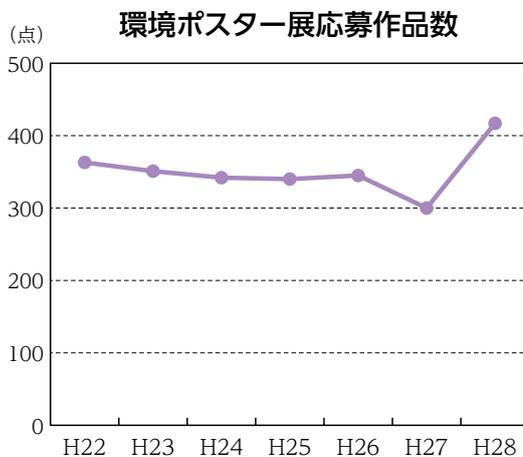


5 環境まちづくりの推進

環境まちづくりの推進については、環境月間の機会に市民団体や事業者と連携して各種イベントを開催するなど、充実した環境啓発に取り組んだほか、市内の小学校では高崎独自の教材を活用した環境学習を実践し、身近な生活環境の中から環境保全の大切さを学ぶなど、次世代を担う人材の育成に努めてきました。

前計画では、学校が自主的に企画し、実践するたかさき学校 ISO に取り組む学校が増加しました。(次ページグラフ参照)

今後も引き続き、環境教育や環境学習を推進し、広い世代を対象に市民の環境意識を高めながら、一人ひとりが環境を考え、主体的に行動できる能力を身に付けることが必要です。



第3章 目指す姿と実現に向けたまちづくり

第1節 目指す姿

活力ある未来を支える環境都市

本市は50万人規模の機能と活力を持った都市を目指し、様々な施策に積極的に取り組んでいます。本計画では、高まる地域の魅力が「ひと」を呼び「まち」の賑わいと活性化につながる本市の未来において、市民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、具体的な5つの分野に方策を分け、環境まちづくりを進め、本市の未来を支えてまいります。



第2節 実現に向けたまちづくり

1 資源が循環する環境にやさしいまちづくり

家庭や事業者が排出する廃棄物の資源化を推進するとともに、積極的な排出抑制に取り組み、ごみの少ないまちを目指します。



2 良好な生活環境を守るまちづくり

大気や水、土壌などの生活環境が良好に保たれ、市民が安心して暮らせるまちを目指します。



3 地球環境に配慮するまちづくり

市民一人ひとりが地球の温暖化を身近な問題として捉え、積極的に地球温暖化防止のために行動するまちを目指します。



4 緑豊かで魅力あふれるまちづくり

豊かな自然と魅力あふれる歴史的資産を保全し、市民が誇れるまちを目指します。



5 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

市民一人ひとりが環境について考え、主体的に行動するとともに、市や市民、事業者が密接に連携して環境保全に取り組むまちを目指します。



第3節 高崎市環境基本計画の体系

前節で示した目指す姿、実現に向けたまちづくり及び基本施策の体系を以下に示します。

目指す姿	実現に向けたまちづくり	基本施策
活力ある未来を支える環境都市	資源が循環する環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な排出の推進 ●廃棄物の適正処理 ●循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備 ●環境に配慮した消費生活の推進
	良好な生活環境を守るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染・悪臭への対策 ●水質汚濁、土壌汚染への対策 ●騒音・振動への対策 ●化学物質による環境汚染への対策 ●生活環境への対策 ●放射性物質への対策
	地球環境に配慮するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策
	緑豊かで魅力あふれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備、歴史的資産の保全 ●里地里山の保全 ●自然環境の保全
	自ら環境を考え人がつながるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育・環境学習の推進 ●市民・市民団体・事業者との連携

高崎市緊急創生プランを踏まえた長期ビジョン

住みよい地域社会

- 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 子育て環境の充実
- 教育の振興
- 保健医療の充実
- 環境施策の推進
- 地域防災力の強化

活力ある地域経済

- 高崎で「しごと」を増やし、まちを活性化する
- 教育・スポーツの振興
- 特性を活かした地域の振興
- 文化の振興
- 観光施策の推進



活力ある未来を支える環境都市

高崎市第4次環境基本計画

【重点戦略】

- 高浜クリーンセンター建設事業の推進
- エコパーク榛名最終処分場における埋立期間延長の実現
- ごみの適正排出と家庭ごみの排出方法の工夫

5つのまちづくり

- 1 資源が循環する環境にやさしいまちづくり
- 2 良好な生活環境を守るまちづくり
- 3 地球環境に配慮するまちづくり
- 4 緑豊かで魅力あふれるまちづくり
- 5 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

第4章 未来を支える重点戦略

第1節 環境都市の実現に向けた重点戦略

目指す姿として掲げた「活力ある未来を支える環境都市」の実現に向けて様々な施策を展開するなか、この先10年を見据え、市民が安心して暮らせる生活環境の礎として最も大切な施策事業を「重点戦略」として次のとおり設定します。

1 高浜クリーンセンター建設事業の推進

本市では、高浜クリーンセンターの建設事業を進めています。

この大規模プロジェクトは、老朽化が進み修繕費の増加や修繕期間の長期化が課題となっている既存施設を、本市が目指す人口の増加する地域社会や活性化する地域経済などの社会情勢の変化に対応できる新規施設に建替えるものです。

この未来を見据えた建設事業は、災害などの際も市民生活が滞ることのないよう安定した稼動を維持するとともに、徹底した安全性、環境への配慮、エネルギーの高効率な利用を確保するなど、市民の良好な生活環境を保持するための重要な事業として位置付けられています。

【戦略のねらい】

- (1) 災害に強く安全で市民に安心を与える環境施設の実現
- (2) 自然環境や生活環境に配慮した地球に優しい環境施設の実現
- (3) 高効率ごみ発電などによるサーマルリサイクルを推進する環境施設の実現



現在の高浜クリーンセンター

2 エコパーク榛名最終処分場における埋立期間延長の実現

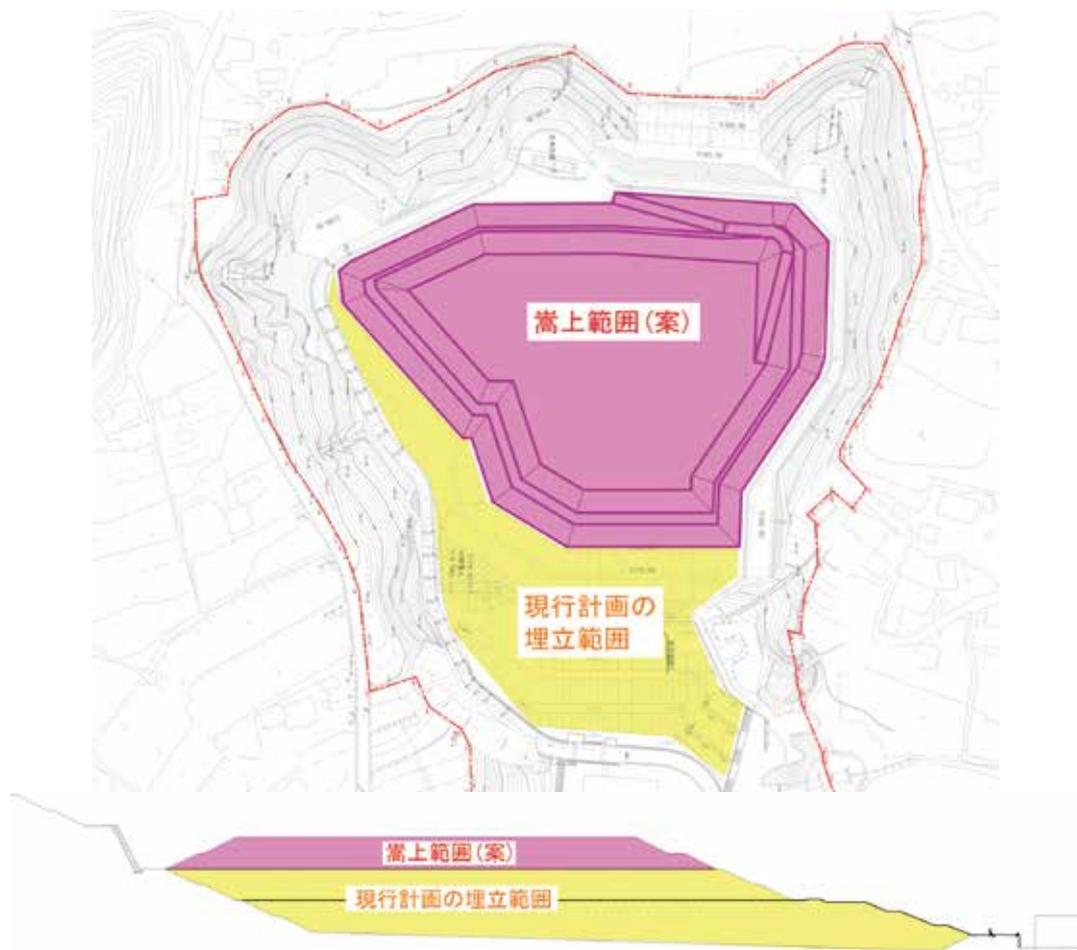
本市は、焼却灰などを最終処分しているエコパーク榛名において、一部の施設を補強し埋立地を嵩上げすることで、埋立期間を延長します。

一般廃棄物の最終処分は本市に課せられた責務であり、地域の生活環境の保全及び市民の安全で安心な生活を支える重要な業務です。エコパーク榛名は、排水の自主基準を設けるなどの徹底した管理の下、埋立物を安全確実に処理してきましたが、平成35年度末に埋立量が予定している容量に達するため、その後の最終処分先について検討しなければならない時期となっています。このため、エコパーク榛名の埋立容量の増加の可能性について調査検討を重ねたところ、一部の施設設備を補強することで埋立地の嵩上げが可能となり、埋立期間を更に9年7か月程度延長できることが確認されました。

今後は、安全、景観、周辺環境などに万全な配慮を行い埋立期間の延長に備えた補強整備の早期完了を目指すとともに、本市の将来にわたる一般廃棄物の安全確実な処理のため、次世代の最終処分先の確保についても研究検討を続けていきます。

【戦略のねらい】

- (1) 安全、景観、周辺環境に配慮した最終処分場の埋立期間延長の実現
- (2) 将来を見据えた次世代の最終処分のための研究検討



嵩上げ範囲(案)図 (上:埋立地平面 下:埋立地縦断面)

3 ごみの適正排出と家庭ごみの排出方法の工夫

本市は、ごみ出しマナーの向上とごみステーションへの違反ごみの排出、資源物の持ち去りなどの悪質な行動を未然に防止するため、市内のごみステーションに見守りカメラを設置し、ごみの不適正排出の抑制に取り組みます。

また、家庭から排出され、焼却施設に持ち込まれる一般廃棄物の総量を抑制するため、さらなる家庭ごみの減量に取り組みます。

本市の家庭から排出される可燃ごみの約6割を生ごみが占め、そのうち約7割が水分であることも組成分析の結果により分かっています。

快適な暮らしの中で発生した可燃ごみには、余分な水分が付着したまま焼却施設に持ち込まれ、一般廃棄物の総重量に含まれ計量される実態があります。

水分を含んだ可燃ごみを焼却処理することは、多量のエネルギーを使用するだけでなく、焼却処理施設の設備を傷めてしまうことも懸念されることから、可燃ごみから水分を取り除くことは、たいへん重要な意味を持ちます。

私たちの日常生活において生ごみの水を切る、そのひと手間によって効果的なごみ排出量の減量に努めるほか、可燃ごみに含まれたりサイクル可能な資源物の分別を徹底するなど、積極的なごみ減量を推進していきます。

多様化する生活様式のなかで地球環境へ配慮する機運を高めながら、より快適に暮らせる社会の実現に取り組みます。

【戦略のねらい】

- (1) ごみステーション見守りカメラによる良好な地域社会の推進
- (2) 生ごみの減量や3Rなど、環境に負荷をかけない生活への機運の向上
- (3) 紙ごみなどの資源を大切にすリサイクル活動の推進と民間との協働



市内ごみステーションへの不適正排出を未然防止するための見守りカメラ





平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

高崎市議会議長賞
猪内 孔盟さん (中川小学校5年生)

第5章 実現に向けたまちづくりに対する施策の展開

第1節 資源が循環する環境にやさしいまちづくり

本市では、将来人口の展望として平成37年に40万人を掲げ、経済の活性化のための施策に積極的に取り組んでまいります。

経済の活性化に伴い予想されるごみの増加に適切に対応するため、老朽化した高浜クリーンセンターの建替事業を進めるとともに、食品ロス0（ゼロ）や雑がみ分別を推進するなど、ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に積極的に取り組みます。さらに、資源として利用できないものは適正に処理し、環境負荷が低減された資源が循環する環境にやさしいまちを目指します。

1 適正な排出の推進

高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース、リユース、リサイクルに取り組み、市民の環境負荷に対する意識の向上を図るとともに、ごみの不適正排出の抑制及びごみの減量、資源化に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) ごみの減量と資源化の推進

●リデュース（発生抑制）の推進

3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）の推進など、ごみの発生時、排出時におけるごみ減量に向けた周知啓発に努め、ごみ減量に対する機運を高めながら、生ごみ処理機器による生ごみの水切りや乾燥、堆肥化など、地域の特性に合ったリデュースを推進します。

●リユース（再使用）の推進

リサイクルバザーの実施や粗大ごみの再使用可能な良品を希望するセカンドユーザーに譲り渡す「粗大ごみリユースイベント」を実施するなど、市民団体や事業者と協働しながらリユースを促進します。

●リサイクル（再生利用）の推進

新聞紙やダンボール、雑がみなどの古紙やペットボトル、アルミ缶、びん類などの家庭における再資源化への取り組みをより一層充実させるとともに、家庭の使用済み小型家電の拠点回収や有価物の集団回収を推奨します。

また、生活に密着した地域の大型商業施設の集客力を活かすなど、効率よく資源物を回収し、円滑な再生利用を実現するリサイクルループについて、引き続き研究を重ねます。



毎日の生活においてリサイクル活動を積極的に実践する家庭が増えています

●事業系ごみの減量・資源化の推進

飲食店から排出される事業系一般廃棄物の減量や食材の使いきりなどに加え、学校給食残さ（生ごみ）の堆肥化や給食の牛乳パックリサイクルのほか、資源として価値の高い使用済み自動車の適正な再資源化などを推進します。



本市の児童生徒は、上手に牛乳パックを解体できます

(2) ごみの不適正排出の抑制

ごみ出しマナーの向上とごみステーションへの事業系ごみや違反ごみの排出、資源物の持ち去りなどの悪質な行動を未然に防止するため、市内のごみステーションに見守りカメラを設置し、ごみの不適正排出を抑制するほか、事業活動に伴い発生したごみは自らの責任で適正に処理していただくなど、排出ルールの周知徹底や指導啓発に取り組みます。



資源物のリサイクルでは排出時間とルールを守り、悪質な持ち去り行為を未然防止



適正なごみの排出を目的とした町内の自主的な取り組み

(3) ごみ排出方法の周知・啓発

町内で活躍する環境保健委員や環境美化協力員、廃棄物減量推進員などの協力を得て、ごみ集積所のパトロールを実施するほか、ごみかわら版の全戸配布やごみ分別アプリの活用によりごみ排出方法の効果的な周知や啓発を行い、適正な排出ルールのさらなる浸透を図ります。



高崎市環境保健協議会のみなさんが市内をパトロール



スマートフォン用ごみ分別アプリ画面

2 廃棄物の適正処理

一般廃棄物、産業廃棄物、PCB 廃棄物の処理については、各種法令などに基づき適正に処理を行います。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

主に家庭のごみが持ち込まれる一般廃棄物処理施設を適正に管理運営するとともに、中間処理から最終処分まで安定かつ効率的な廃棄物処理に努めます。

さらに、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する必要な指導や啓発活動に取り組み、不適な収集運搬業務を防止します。

また、安全と安心を確保するため、破損すると健康へ影響を及ぼす恐れのある乾電池や蛍光灯などの水銀使用廃棄物を適正に処理します。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者や産業廃棄物処理業者などに対して適正処理のための指導や啓発活動を行うとともに、不法投棄などの不適正処理事案への対応や監視パトロールを行うことで、産業廃棄物が適正処理できる環境を確保します。



産業廃棄物の投棄は法律違反です

(3) PCB 廃棄物の適正処理の推進

PCB 廃棄物保管事業者への指導や適正な処理のための啓発活動を行うほか、未処理の PCB 廃棄物の掘り起こし調査を行い、平成 38 年度末までに市内全ての PCB 廃棄物の処分完了を目指します。

3 循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備

ごみの安全かつ適正な処理を継続するとともに、資源や熱エネルギーを有効に利用できる施設を整備し、将来にわたり安定かつ効率的なごみ処理を行います。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 将来に向けた一般廃棄物処理施設の整備

本市のごみ処理の大半を担う高浜クリーンセンターを、社会情勢の変化などに対応できる規模及び能力を備えた施設に建替えます。

また、焼却灰などを最終処分しているエコパーク榛名は、埋立期間の延長に対応できる施設とするために、施設設備の一部を補強します。

し尿処理施設などのその他の一般廃棄物処理施設についても、計画的な整備に備え、調査検討を実施していきます。

(2) エネルギーを有効利用する処理施設の運用

建替える高浜クリーンセンターは、地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に寄与する施設を目指し、可燃ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用して高効率ごみ発電などを実施していきます。

4 環境に配慮した消費生活の推進

食品ロス削減に向けた家庭への啓発や市内の飲食店と連携した取り組みなどにより環境に配慮した消費生活の実現を目指します。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 食品ロス削減の推進

● 家庭に向けた食品ロス削減の推進

消費者団体などによる啓発活動や食材を無駄にしない料理教室の実施により家庭の食品ロスの削減を推進します。



食材を使い切る主婦の知恵

● 飲食店に向けた食品ロス削減の推進

市内の飲食店と連携した、たかさき食品ロス0（ゼロ）協力店の取り組みにより、飲食店の食品ロスの削減を推進します。



(2) グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づき、環境負荷低減に資する物品の調達を行政自ら牽引するとともに、家庭や事業所への啓発を充実させ、需要面から循環型社会の形成のための取り組みの普及に努めます。

“資源が循環する環境にやさしいまちづくり”のために

市民のみなさんができること

- 家庭で生ごみの水切りを実践する
- 雑がみなどの資源は分別して排出する
- 無駄をなくして食品ロスを減らす
- 買い物時のマイバッグ持参など、ごみを減らす行動を心掛ける
- 環境に配慮した物品の購入を心掛ける
- 地域の清掃活動などに積極的に参加する

事業者のみなさんができること

- 廃棄物の発生抑制、再資源化に積極的に取り組む
- 廃棄物の適正処理を確実にを行う
- 環境に配慮した物品の調達を心掛ける
- 地域の清掃活動など、積極的な環境活動を実施する



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

高崎市教育長賞
清水 權成さん（桜山小学校6年生）

第2節 良好な生活環境を守るまちづくり

大気や水、土壌などの生活環境が悪化すると、人の健康や生物の生態系に影響を及ぼすおそれがあります。さらには、農業、水産業など経済活動への影響が懸念されます。

このような影響を防ぐため、本市の状況を常時把握するとともに、正しい情報の収集と提供に努め、各分野において対策を講じながら、良好な生活環境を守るまちを目指します。

1 大気汚染・悪臭への対策

人の健康への影響のほか人に不安や不快感を与えるなどのおそれがある大気汚染や悪臭への対策を行い、大気環境の保全に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 大気環境の保全

●大気環境の実態把握

大気の汚染状況を継続的に把握するため、市内5地点の測定局における一般環境大気／自動車排出ガスの測定や有害大気汚染物質等、酸性雨などの常時監視により市内の大気環境の実態把握に努めます。

●大気汚染の防止

市内のばい煙発生施設などに対する届出指導や立入検査、ばい煙などの測定の実施のほか市民からの相談に迅速に対応し、大気汚染の未然防止に努めます。

また、麦わら焼却防止のための広報活動の実施により、地域住民の生活環境への影響に未然対策を講じます。

●市民への注意喚起

光化学オキシダント、PM2.5に関する注意報発令時に備えた体制により、迅速に情報の周知を図ります。



PM2.5の状況を常時監視する測定機



有害大気汚染物質等の実態を継続的に把握するための測定の様子

(2) 悪臭の防止

工場や事業場から発生する悪臭に係わる市民からの相談対応及び発生源への指導、また効果的な畜産環境対策により、悪臭被害の防止を図ります。

2 水質汚濁、土壌汚染への対策

日常生活のほか農業や水産業など、経済に対しても影響を及ぼすおそれがある水質汚濁や土壌汚染への対策を行い、大切な水資源となる河川などの水環境の保全に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 水環境の保全

●河川などにおける水質の実態把握

市内河川の常時監視や地下水の水質調査を実施し、水質の実態把握に努めます。

●工場・事業場などにおける水質汚濁の防止

特定施設を設置している工場や事業場への届出指導や立入検査を適切に行うことで、水質汚濁を防止するとともに、市民からの相談に適切に対応し、不安解消に努めます。

●生活排水による水質汚濁の防止

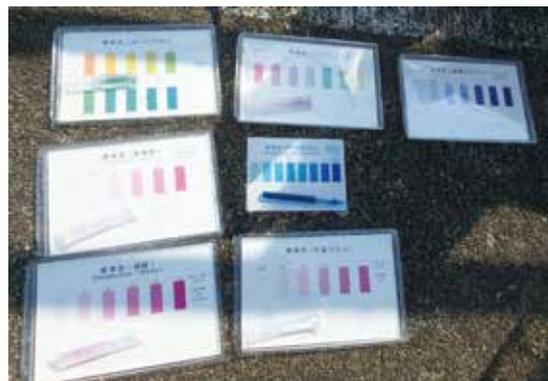
家庭から排出される生活排水の浄化は、合併浄化槽の新設や転換を促進するとともに、公共下水道や農業集落排水の利用を促進するなど、適切な浄化処理によ

り水質汚濁の防止に努めます。

また、適正な汲取り処理や移動式トイレの無料貸出を実施するなど、公衆衛生に配慮します。

● 緊急時の備え

河川への油類流出などの緊急時に備え、関係機関との連携体制を整えてすみやかに被害拡大の防止策を講じるとともに、原因究明と必要に応じた再発防止のための指導を行います。



水質事故など緊急時に用いるパックテスト

(2) 土壌環境の保全

汚染状態が指定基準を超過した区域の指定を行い、適切な管理を推進していくほか、市民からの相談対応、市民や事業者に対する必要な情報提供を行うことで、土壌環境の保全を図ります。

3 騒音・振動への対策

市民の快適な日常生活の妨げとなるおそれのある騒音や振動への対策を行い、生活環境の保全に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 騒音・振動の防止

次の事項に取り組むことで、騒音振動被害の防止を図ります。

- ・ 交通量の多い路線の自動車騒音、新幹線鉄道騒音や振動などの監視測定
- ・ 新幹線鉄道や高速道路騒音などの被害緩和対策の要請
- ・ 騒音や振動が発生する事業場や建設作業に伴う届出指導と適切な立入検査の実施
- ・ 上記のほか、騒音振動に関する相談に対応し、トラブルの未然防止に努めます。



新幹線鉄道騒音の監視測定の様子



4 化学物質による環境汚染への対策

人の健康や生物の生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質への対策を行い、市民への健康被害の未然防止に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 化学物質による環境汚染の防止

次の事項に取り組むことで、化学物質による環境汚染の防止を図ります。

- ・ダイオキシン類などによる汚染状況の監視測定
- ・ダイオキシン類を排出する事業場への届出指導や立入検査の実施
- ・アスベスト含有建築物などの解体などに関する届出指導や立入検査、啓発の実施
- ・上記のほか、化学物質による環境汚染に関する相談に対応し、トラブルの未然防止に努めます。

5 生活環境への対策

市民生活を妨げるおそれのある有害鳥獣による生活被害対策や民間事業に伴う盛土行為の規制を行います。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 有害鳥獣への対策

家屋の屋根裏に住みつくハクビシンやアライグマ、タヌキなどの有害鳥獣による市民生活への被害に対処するため、家屋の所有者を対象に専用の捕獲用具を貸し出し、間接的に捕獲防除対策を支援することで、衛生的な市民の暮らしを確保します。



ハクビシン



アライグマ

(2) 無秩序な土砂などの堆積防止

山間部の谷地の埋立、農地改良その他の土砂などの堆積を規制し、市民の安全を確保するとともに、生活環境を保全します。

6 放射性物質への対策

市民が安心した日常生活を送れるよう、信頼性のある情報の発信を行います。

実現に向けた具体的な取り組み**(1) 放射線量などの把握**

空間放射線量の定点測定を行い、放射線量の継続的な把握に努め、市民の不安要素を取り除きます。

(2) 市民への空間放射線量測定器の無料貸出し

身近な放射線量を測れるよう、市民への空間放射線量測定器の貸出しを行い、不安のない安心した日常生活を支援します。

(3) 健康に係わる信頼の確保

生活環境における不安を解消するため、次の放射性物質検査の実施を継続します。

- ・焼却施設などから排出される焼却灰及び排ガスなど
- ・下水道処理施設から排出される下水汚泥
- ・市内小中学校のプール水

また、食生活を由来とする健康被害対策に万全を期するため、次の放射性物質検査についても実施を継続します。

- ・市が供給する水道水
- ・市内で生産、製造、流通する食品
- ・小中学校や幼稚園、保育園などで提供される給食



放射線量を継続的に把握するための測定の様子

“良好な生活環境を守るまちづくり”のために

市民のみなさんができること

- 下水道整備地域においては下水道への早期接続を行う
- 下水道未整備地域においては合併浄化槽の設置を行う
- 自動車の騒音や照明による光害など、周辺住民への影響を考える
- エコドライブに努め、自動車購入時は低公害車の購入を検討する
- アイドリングストップを心掛け、近隣住民に配慮する

事業者のみなさんができること

- 公害防止のため、公害関係法令を遵守する
- 騒音振動を低減する設備など、環境保全のための設備導入を検討する
- エコドライブに努め、自動車購入時は低公害車の購入を検討する
- 周辺住民からの相談に真摯に対応し、問題解決に努める
- 積荷時などのアイドリングストップを心掛け、近隣住民に配慮する



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

高崎信用金庫理事長賞
津金澤 昊宇さん（吉井小学校5年生）

第3節 地球環境に配慮するまちづくり

身近な問題とされる地球温暖化は、気温の上昇や局地的な大雨など、わたしたちの日常において大きく影響をもたらしています。

この変化はわたしたちの未来に関わる大きな問題であり、市民一人ひとりが身近に感じ、生活様式を見つめ直し、温室効果ガスの排出を抑制する行動に心掛けるなど、地球環境に配慮するまちを目指します。

1 地球温暖化対策

高崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、効果的なエネルギーの使用や森林保全などにより地球温暖化防止に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 地域交通の利用促進

本市は、全国でも自家用車の保有率が高いことから、次の事項に取り組み、環境負荷の少ない公共交通等の利用を促進します。

- ・ぐるりんやはるバス、自家用有償バスの運行
- ・高崎まちなかコミュニティサイクル利用の促進
- ・放置自転車を再利用したレンタサイクルの無料貸出
- ・市営自転車駐車場の管理運営
- ・鉄道網の維持や利便性向上のための修繕に対する支援など



高齢者にも優しいノンステップバスのぐるりん



街なかの移動では自転車を使って、エネルギー資源を節約します

(2) 省エネルギーの推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出を削減するため、次の事項に取り組みます。

- ・ 公共施設における節電と省エネルギーの徹底
- ・ 電気自動車などの普及促進
- ・ 公共施設における省エネやコジェネ設備などの導入
- ・ 町内会や商店街団体が設置、改修する街路灯のLED化の推進
- ・ 建築物を対象とした省エネ基準適合性判定義務などの規制措置及び省エネ基準に適合している旨の表示などの誘導措置による建築物の省エネ性能向上の推進
- ・ 市民や事業者などへの情報発信



低炭素社会の実現に向けて脱化石燃料化に期待が高まる電気自動車

(3) 再生可能エネルギーの活用

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出を削減するため、次の事項に取り組みます。

- ・ 太陽光発電システムの普及促進
- ・ 公共施設における再生可能エネルギーなどの導入
- ・ その他再生可能エネルギーの導入に向けた調査研究

(4) CO₂ 吸収源である森林の整備保全

森林が持つ二酸化炭素吸収源としての役割を十分に発揮させるため、適切な間伐や森林の広葉樹林化を促進します。



森林内に適度に光が射すなど、植物の生育環境を整え、健全な森林を創出するために行う間伐の様子

“地球環境に配慮するまちづくり”のために

市民のみなさんができること

- 移動の際は公共交通を利用することを心掛ける
- 日常生活において節電や省エネルギーに努める
- 省エネ製品の購入を心掛ける
- エコドライブに努め、自動車購入時は低公害車の購入を検討する
- アイドリングストップを心掛ける

事業者のみなさんができること

- 事業所での節電や省エネルギーに努める
- 省エネ製品の調達を心掛ける
- エコドライブに努め、自動車購入時は低公害車の購入を検討する
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討する
- アイドリングストップを心掛ける



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

高崎信用金庫理事長賞
高野 未光さん（馬庭小学校6年生）

第4節 緑豊かで魅力あふれるまちづくり

先人たちが築いてきた魅力ある歴史的資産を途絶えさせることなく、誇らしい地域の特性とともに美しい自然を後世に引き継ぎ、緑豊かで魅力あふれるまちを目指します。

1 公園緑地の整備、歴史的資産の保全

人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる効果のある緑があふれる独創的な街並みの保全に努めます。また、地域ならではの魅力ある歴史的資産のみならず、その価値を損なうことのないよう周辺環境も守りながら未来に継承していきます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 緑化の推進

●市民の緑化意識の高揚

市民参加による緑化推進のため、花の里親制度により、市民が苗から育てた花で市内の幹線道路を飾るほか、苗木などの配布や誕生記念樹の贈呈、小中学校を対象にした緑化コンクールなどを実施することで、市民の緑化意識の高揚を図ります。

●民有地の緑化推進

まちの緑化とやすらぎのある景観を創出する生垣づくりを奨励することで、民有地の緑化を推進します。

●公共施設の緑化推進

緑のある街並みを創出するため、高崎駅周辺や街中、公園施設での植栽などを実施することで、公共施設の緑化を推進します。

●緑化活動団体の支援

潤いのある快適な環境づくりに寄与することを目的に、緑化の推進を図る緑化活動団体への支援を行います。



緑化活動のほか、啓発事業も展開します

(2) 公園・緑地の適正な整備

特別緑化保全地区と一般緑地の指定や管理を行い、市域において不均衡にならないよう公園や緑地を適正に配置します。

また、河川緑地の整備、河川敷の有効利用を行い、市内の公園や緑地の適正な整備に努めます。

林間や河川敷を有効に利用し、広々とした緑豊かな空間を提供しています



観音山公園



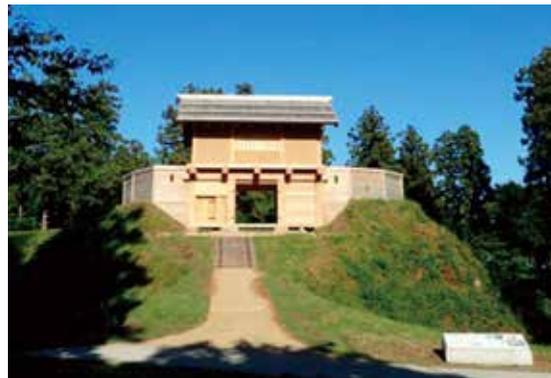
烏川かわなか緑の広場

(3) 史跡と貴重な動植物の保全保護

●歴史的資産の保全

平成29年10月31日に、本市が誇る国内最古の石碑群である上野三碑がユネスコ「世界の記憶」に登録されました。

世界レベルで歴史的、文化的に稀有な価値を有する山上碑、多胡碑、金井沢碑の上野三碑をはじめ、箕輪城跡などの歴史的資産の保全に努めます。



地域で大切に守られている史跡は、本市が誇る貴重な歴史的資産です

●貴重な動植物の保護育成

学術上価値が高く、本市を特徴づける天然記念物などの貴重種の保護育成を行います。

2 里地里山の保全

緑豊かで多様な生物がすみ、自然の資源を生産する場として重要な里地里山の保全に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 農地の保全

農地利用を奨励することによる、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の育成や確保のほか、中山間地域の農用地に対する地域の集落への支援を行い、市内農地の保全を図ります。

(2) 里山の整備

野生鳥獣の隠れ場となっている竹やぶを整備し、人と野生鳥獣をすみわけするなど、良好な里山の保全に取り組みます。

3 自然環境の保全

緑豊かな美しい自然の恵みを未来につないでいくため、近代化が進む生活環境との調和を図り、自然環境の保全に努めます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 生物多様性への理解の促進

市ホームページへの生物多様性に関する情報の掲載など生き物の豊かな個性を守るための周知に努め、市民の生物多様性への理解を促します。また、特定外来生物による生態系などへの被害防止に取り組むことで、在来種生息域の確保に努めます。

(2) 水源かん養林の保全

森林の持つ保水能力、水質浄化機能を向上させ、河川流量の安定確保や水質の安定維持に努めます。

(3) 自然環境と再生可能エネルギー発電設備との調和

観音山丘陵、榛名湖畔及び箕郷梅林を特に環境、景観等との調和に配慮すべき地区（特別保全地区）に指定し、再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、美しい自然環境や魅力ある景観を維持するとともに、近隣住民の生活環境を保全します。



慈しみ深い白衣大観音が高崎の毎日を見守り続けています



美しい榛名富士の眼下に広がる青く透き通った榛名湖

(4) 保存樹木の指定

美観上特に優れた樹木や樹林を保存樹木として指定し、都市景観と地域の資産を保護します。

“緑豊かで魅力あふれるまちづくり”のために

市民のみなさんができること

- 生垣設置や壁面緑化など、住宅周辺の緑化に努める
- 地域の緑化保全活動などに積極的に参加協力する
- 外来種のペットなどは野生化しないよう、責任を持って管理する
- 地域の歴史的資産の魅力を理解し、その継承に努める

事業者のみなさんができること

- 生垣設置や壁面緑化など、事業所内の緑化に努める
- 地域の緑化保全活動などに積極的に参加協力する
- 施設整備などを検討する際、周辺の自然環境への影響を十分考慮する
- 地域の歴史的資産の魅力を理解し、その継承に努める



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

上毛新聞社賞
勝山 侑さん（南小学校6年生）

第5節 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

本市の目指す姿を実現するためには、市民一人ひとりが環境について考え、主体的に行動することが重要となります。そのために必要となる能力を身に付け、実践できるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。

また、日頃から市民や市民団体、事業者が連携を図るとともに、良好な環境の保全と創造に向けて協力しあい、環境に配慮された日常を目指します。

1 環境教育・環境学習の推進

市民が環境に関心を持ち、主体的に環境に配慮する行動を実践できるよう、環境教育及び環境学習の充実に取り組みます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 環境教育の推進

● 児童生徒への環境教育の推進

児童生徒一人ひとりが環境への理解を深められるよう、以下の取り組みによる環境教育を実施します。

- ・市独自の副読本「地球とともに」を用いた本市の実態に即した環境教育の実施
- ・市内の小学校を対象とした「たかさき学校 ISO」の実施
- ・市内河川を調査する水生生物調査学習会の実施
- ・市内の小中学生を対象に森林環境を学ぶ観察会の実施

このほか、群馬県の取り組みに参画し、身近な自然を守ることの大切さを学び、ふるさとを愛する心を育む「尾瀬学校」への参加を推進します。



身近な環境を知り、生まれ育った故郷を大切に思う心を育みます

●学校における環境活動の推進

児童生徒が環境に配慮した以下の取り組みを実践することで、社会に貢献している実感を得るとともに、日頃から取り組む姿勢が身に付くよう、学校での環境活動に取り組みます。

- ・市内小、中、特別支援学校において日常生活の中で行われている環境活動に関するパネル展示の実施
- ・自主的な市内各校の取り組みとしてペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動

(2) 環境学習の推進**●市民の環境学習の推進**

市民の環境への意識向上を図るため、市民が自主的に考える学習の場に市の職員などを講師として派遣して出前講座による学習支援に努めます。

●家庭での環境学習の推進

夏休みなどの長期休みを利用して、親子で環境のことを考え描いた作品を展示する環境ポスター展を開催し、生活に身近な環境の大切さを学ぶ機会を設けます。

また、子どもたちが主体となり環境活動に取り組むこともエコクラブの活動を支援し、未来を担う子どもたちの身近な自然を大切に思う心と問題解決に向けて自ら考え行動する力を育みます。



自然に親しむ体験型の学習会では、親子で参加して楽しみながら学べます



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

高崎市長賞

岡藤 みずきさん（城東小学校6年生）

2 市民・市民団体・事業者との連携

市民と市民団体、事業者とが積極的に連携し、環境保全活動に取り組みます。

実現に向けた具体的な取り組み

(1) 高齢者などへの支援

単身高齢者などへの生活支援策について、将来的なニーズにこたえられるよう、研究を重ねます。

(2) 環境保健協議会との連携

大正7年に高崎市衛生組合として誕生し、平成30年には創立100周年を迎える高崎市環境保健協議会は、地域に根付き、自らの快適な生活環境づくりを目指して、健全な郷土高崎を未来へ継承していくため、地域の役員とその英知が結集する活動組織として運営されてきました。各地域の活動では、環境パトロールの実施や環境の美化の推進、犬の飼育マナー遵守、市民の健康増進などに資する事業を展開しています。

本市は、地域で活躍する当協議会と協働して市民生活のための環境保全、保健衛生など、多様化する地域課題の解決に向けて共に取り組みます。



地域のために環境保全に取り組み、地域のリーダーとして活躍する環境保健委員さん



自ら研鑽を重ね、地域を明るく元気で住みよい環境に導いてくれる環境保健委員さん

(3) たかさき環境パートナーシップ会議との連携

市民団体や事業者により長年にわたり培われてきた環境活動を継承して設置された本会議は、市民団体や事業者に加え、NPO 法人や消費者団体、学生団体など、より幅広いパートナーとの協働関係を築き、本市の良好な環境の保全と創造を目的とした実践活動を会員と共に推進します。



地域のために環境保全に取り組むパートナーとして地域みなさんと協働します

(4) 高崎地区産業環境保全連絡協議会との連携

本市などに工場や事業場を設ける事業者と密接な関係を築き、環境保全対策に必要な知識、技術研修及び情報の提供など、産業公害の防止及び環境の保全に資するための連携体制を構築して市域の緊急事態に備え、迅速な対応を図ります。

(5) 環境啓発活動の充実

6月の環境月間にちなみ「環境フェア」や「リサイクル活動」などの環境に関するイベントを開催し、市民の環境に対する関心を高めてもらう機会を設けて各種の環境啓発を行うほか、積極的に企業や市民団体と連携を図り、民間事業における環境活動を含め、市域が一丸となり環境意識の高揚を目指します。



イベント当日は、たくさんの来場者が企画に参加し、環境意識を高めてくださいました

(6) 中小企業環境保全活動への支援

中小企業に対する環境マネジメントシステムの認証取得に関する支援及び研修会を実施するほか、新エネルギー施設整備や公害を防止するための施設整備などを対象とした融資を実施することにより、中小企業が行う環境保全のための取り組みを促進します。

“自ら環境を考え人がつながるまちづくり”のために

市民のみなさんができること

- 環境に関するイベントなどに積極的に参加する
- 環境について学んだ知識を家庭で共有し、考える機会を設ける
- 様々な場所で得た環境に関する知識を活かして家庭で実践してみる
- 地域などで環境に関する情報を共有する

事業者のみなさんができること

- 職場で環境教育の機会を設け、意識の高揚を図る
- 環境に関する専門知識や先進技術などの情報の共有を図る
- 各主体と連携し水質事故などに対する早期解決のための体制を備える



平成29年度 環境ポスター展
優秀作品

上毛新聞社賞

井澤 陽希さん（城東小学校6年生）

第6章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と進行管理

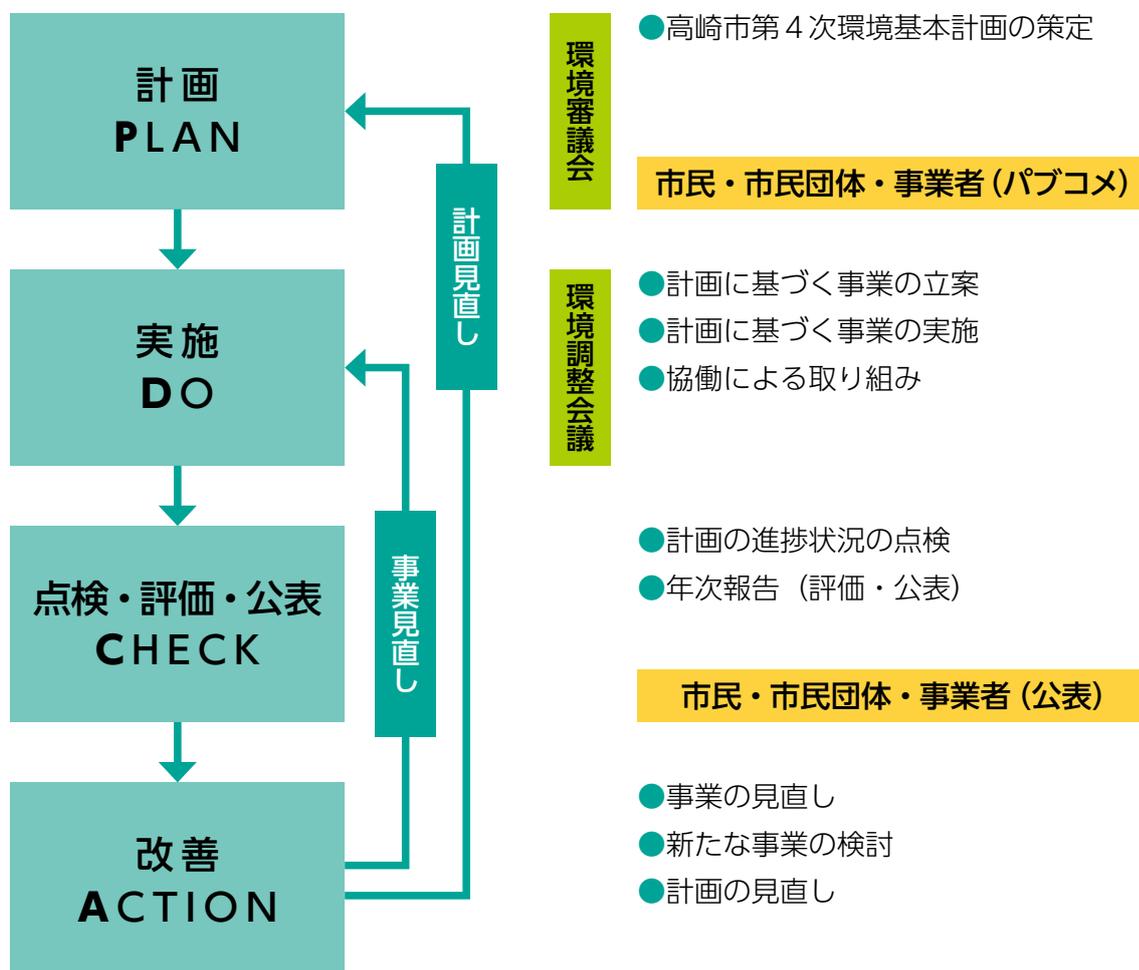
本市の目指す姿を実現するためには、本計画に示された取り組みが効果的に実行され、進捗状況の点検や事業の見直しを行うほか、必要に応じて本計画を見直すことができる推進体制が重要となります。

そのため、下図の環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルを基本に進行管理を行います。

なお、高崎市環境審議会は、高崎市環境基本条例第11条に基づき設置し、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募した市民などで組織され、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議します。

また、環境調整会議は、環境基本条例第15条第1項に基づき設置した市の庁内組織で、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

PDCAサイクルによる進行管理



用 語 集

本計画で出てきた用語の解説を一覧にしています。

あ 行

●アイドリングストップ

自動車等が停車時にエンジンを停止させること。排ガス抑制や自動車騒音の低減に効果が期待できる。

●一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物のこと。家庭から排出されるごみが主なもの。

●尾瀬学校

美しい自然と貴重な生態系を持つ尾瀬を環境教育のフィールドとし、自然体験や環境学習を行う事業のこと。群馬県内の小中学校を対象として平成 20 年度より群馬県が主催する。

●温室効果ガス

大気を構成する気体であって、太陽エネルギーにより温められた地表面から放出される赤外線を吸収し、再放出する気体の総称のこと。

か 行

●学校給食残さ

学校給食の食べ残しや調理時に生じた野菜くずのこと。再生利用の取組を推進することが必要であるとの考えから、本市では学校給食残さの堆肥化と飼料化を推進している。

●烏川かわなか緑の広場

平成 29 年 7 月 20 日開園した本市の公園。烏川沿いに位置する高崎カントリークラブ跡地を緑地公園としたもの。

●環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準のこと。

●環境月間

環境省によって提唱され、関係省庁や地方公共団体、民間団体などによる各種普及啓発事業が行われている月間のこと。環境基本法で6月5日が環境の日と定められており、この日を含む6月が環境月間として提唱されている。

●環境美化協力員

市民の公衆衛生に対する関心と清掃事業に理解を深めるために置かれる協力員のこと。高崎、箕郷、群馬、新町地域の町内において、町内会ごとに一人、市長から委嘱される。

●環境負荷

人の生活・活動が直接的あるいは間接的に自然環境に与える悪影響やダメージなどのこと。環境基本法において、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と規定される。

●環境保健委員

本市において、保健及び衛生行政における市民への事務連絡を円滑に処理するために置かれる委員のこと。町内会ごとに一人、市長から委嘱され、環境、保健及び衛生に関する職務を担っている。

●環境マネジメントシステム

事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画、実行、評価し継続的に改善していく仕組みのこと。国際的な規格として、ISO14000シリーズが定められている。

●協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、同一の目的のため、協力連携して取り組んでいくこと。

●グリーン購入

素材から製造、排気にいたる様々な部分で有害性や資源消費などの環境への負荷が低減された製品を優先的に購入すること。

●ぐるりん

本市の市内循環バスの名称。平成30年3月末現在18路線が運行している。また、榛名地域でははるバス、吉井地域ではよしいバス（自家用有償バス）がそれぞれ市内循環バスとして運行している。

●光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽からの紫外線を吸収して光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの発生する原因であり、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物にも影響を与える。

●上野三碑

上野国に存在する、山上碑（やまのうえひ）、多胡碑（たごひ）、金井沢碑（かないざわひ）の3つの石碑のこと。古代の石碑のなかで最古の石碑群であり、いずれも国の特別史跡に指定されており、平成 29 年にはユネスコ世界の記憶に登録された。

●コジェネ設備

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称のこと。コジェネレーションシステム。従来排熱として失われていた熱を給湯や暖房等の熱需要に使用することで、二酸化炭素の排出削減策としても注目される。

●こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までもなら誰でも参加できる全国組織の環境活動のクラブのこと。子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深めることで、地域に根ざした環境保全活動の環が広がることを目的としている。

●ごみステーション見守りカメラ

ごみの不法投棄や資源ごみの持ち去り等が頻発するごみ集積場に設置されるカメラのこと。平成 27 年度より運用開始し、不正行為の抑止、ごみの適正な分別排出、ごみステーション利用時のマナーアップ促進に寄与している。

さ 行

●再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や地熱、水力、風力、バイオマス等がある。

●雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもののこと。

●里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念のこと。

●3R

「リデュース（Reduce =ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse =再使用）」「リサイクル（Recycle =再資源化）」の3つの頭文字「R」で表した略のこと。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定められた20種の廃棄物及び輸入された廃棄物のこと。

●サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

●事業ごみ

事業活動により生じたごみのこと。

●資源・ごみ分別アプリ

資源物やごみの分別方法や収集日などについて確認できるスマートフォン向けアプリケーションのこと。無料で使用が可能。

●資源物の持ち去り

ごみステーションへ排出された資源物を、許可無く無断で持ち去る行為のこと。

●持続可能な社会

持続可能な開発・発展が行われ、持続可能性を持つ社会のこと。持続可能な開発・発展とは、開発と環境保全を共存させ、将来の世代の利益や要求を満たせる環境を保全できる範囲で今の世代の欲求を満たそうとする理念をいう。

●循環型社会

ごみをなるべく出さず、できるだけ資源として使い、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

●省エネルギー

エネルギーの消費を図る段階で、合理化、効率化を図ったり無駄を省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減らすこと。

●浄化槽

生活雑排水を微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。新設の場合は、し尿だけでなく台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理する合併処理浄化槽の設置の義務づけがされており、し尿のみで生活雑排水は処理できない単独処理浄化槽を設置している場合は取り替えることが努力義務とされている。

●食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食料資源の効率性や環境負荷の観点から問題とされる。

●水源かん養林

森林の持つ保水能力や水質浄化機能を生かし、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のこと。

●生物多様性

全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの階層で多様性が捉えられる。

た 行

●たかさき学校ISO

ISO14001 の考え方を活用し、学校における身近な実践行動を中心に、児童と教職員が一緒になり環境に関する学習や取り組みを行うもの。

●たかさき環境パートナーシップ会議

市民団体、事業者及び市が協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進を図ることを目的とする団体。平成 25 年に設置され活動を開始している。

●高崎市環境保健協議会

健康増進及び生活環境向上のために設立された団体。自主的な地域活動を推進するとともに、相互の連携による取組み及び意識の啓発を通じ、豊かな自然と調和した美しく健全な郷土高崎を未来へ継承していくことを目的としている。市内 529 町内より選出された環境保健支部長により組織される。

●高崎市緊急創生プラン

平成 28 年 3 月に策定された、高崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略のこと。少子高齢化・人口減少という課題に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的としている。

●高崎地区産業環境保全連絡協議会

企業における環境保全活動を推進及び産業公害の防止を目的として組織される団体。本市及び安中市に工場・事業場を設ける企業が参加している。

●高崎まちなかコミュニティサイクル

本市のまちなかを訪れる人々などの中心市街地での交通手段として実施されるコミュニティサイクルのこと。通称「高チャリ」。費用はデポジット式。高崎駅から市役所・図書館を結ぶシンフォニーロードと高島屋とスズラン百貨店を結ぶ慈光・大手前通りに囲まれたエリアを中心に運用される。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会であり、気候変動の安定化をめざした社会のこと。

●天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する、動物、植物、地質・鉱物などの自然物のこと。文化財保護法に基づき指定される。

●特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、またはそのおそれがあるものの中から指定された生物のこと。

●特別緑化保全地区

都市計画区域内において、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止となるもの、歴史的・文化的価値を有するもの、風致又は景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地のこと。都市緑地法第 12 条に規定される。

な 行

●二酸化炭素吸収源

森林を構成する 1 本 1 本の木は大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えるため、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしている。

は 行

●廃棄物減量等推進員

市が行う減量化施策などについて排出者への指導啓発や再生利用の促進などの協力活動を行うために置かれる推進員のこと。高崎、箕郷、群馬、新町地域の町内において、町内会ごとに一人、市長から委嘱される。

●花の里親制度

市民に里親として自宅で花苗を育ててもらい、成長したものをシンフォニーロードへ移植し管理してもらおうというもの。市民参加による道路緑化の推進と啓発を目的として、本市の市政100周年を記念して開始された。

●PM2.5

直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人体への影響が懸念される。

●ポリ塩化ビフェニル (PCB)

耐熱性、電気絶縁性に優れた化学物質として、主にトランス油、コンデンサーなどの電気絶縁油などに用いられていた物質。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止された。

や 行**●ユネスコ世界の記憶**

世界歴史に重大な影響をもつ事件・時代・場所・人物・主題・形態・社会的価値を持った記録物を対象として登録するユネスコの事業のこと。世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とされる。

ら 行**●リデュース**

ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

●リユース

不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

●リサイクル

廃棄されるものを原料や材料、燃料として再生すること。

高崎市第4次環境基本計画

(2018 - 2027)

平成30年(2018年)10月

発行 高崎市

編集 高崎市環境部環境政策課

〒370-8501 高崎市高松町35番地1

電話 027-321-1251(直通)

FAX 027-321-1161

E-mail kankyoushou@city.takasaki.gunma.jp

